○外務省令第三号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

外務大臣　河野　太郎

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（危機管理調整室、監察査察室、公文書監理室、情報防護対策室及び外交史料館並びに記録官及び企画官） **第一条**　総務課に、危機管理調整室、監察査察室、公文書監理室、情報防護対策室及び外交史料館並びに記録官一人及び企画官四人を置く。 2～5　［略］ 6　公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　［略］ 7　公文書監理室に、室長を置く。 8～12　［略］ 13　企画官のうち一人は、命を受けて、国会との連絡に関する事務のうち重要事項に係るものに参画し、一人は、命を受けて、外務省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、一人は、命を受けて、外務省の所掌に係る経済協力の評価に関する重要事項（外務省の所掌事務に関する政策の評価に関するものを除く。）についての企画及び立案に参画し、一人は、命を受けて、外務省の所掌事務に関する地方公共団体等の活動との連携に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。 （企画官） **第十二条の二**　国連企画調整課に、企画官一人を置く。 2　企画官は、命を受けて、国連企画調整課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。 **第十六条**　［略］ 2～3　［略］ 4　国際原子力協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　原子力の平和的利用（原子力の軍事的利用への転用の防止に関するものを除く。以下同じ。）に係る外交政策に関すること。 二　原子力の平和的利用に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。 三　原子力の平和的利用に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。 四　原子力の平和的利用に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。 ［削る］ 5～6　［略］	（危機管理調整室、監察査察室、外交記録・情報公開室、情報防護対策室及び外交史料館並びに記録官及び企画官） **第一条**　総務課に、危機管理調整室、監察査察室、外交記録・情報公開室、情報防護対策室及び外交史料館並びに記録官一人及び企画官三人を置く。 2～5　［同上］ 6　外交記録・情報公開室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　［同上］ 7　外交記録・情報公開室に、室長を置く。 8～12　［同上］ 13　企画官のうち一人は、命を受けて、国会との連絡に関する事務のうち重要事項に係るものに参画し、一人は、命を受けて、外務省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、一人は、命を受けて、外務省の所掌に係る経済協力の評価に関する重要事項（外務省の所掌事務に関する政策の評価に関するものを除く。）についての企画及び立案に参画する。 ［新設］ **第十六条**　［同上］ 2～3　［同上］ 4　国際原子力協力室は、原子力の平和的利用に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 一　原子力の安全及び原子力の平和的利用のための技術に関する協力に係る外交政策に関すること。 二　原子力の安全及び原子力の平和的利用のための技術に関する協力に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。 三　原子力の安全及び原子力の平和的利用のための技術に関する協力に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。 四　原子力の安全及び原子力の平和的利用のための技術に関する協力に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。 五　原子力の平和的利用に関する協力のための条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。 5～6　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。